諮問番号:平成30年度諮問第1号 答申番号:平成31年度答申第1号

答申書

平成31年2月14日付け上下第28号をもって上尾市長から諮問があった「上尾市長による平成30年度分の下水道受益者負担金の賦課決定の処分に対する審査請求」(審査請求人 〇〇 〇〇)について、次のとおり答申する。なお、本答申中の略称は、審理員意見書のそれと同様である。

第1 審査会の結論

本件審査請求について、乗却されるべきとの審査庁の裁決の考え方は、妥当である。

第2 審査関係人の請求の趣旨及び主張の要旨

- 1 審査請求人の請求の趣旨及び主張の要旨
 - (1) 審査請求の趣旨

本件賦課決定処分について、負担金の全額免除又は期限の定めのない徴収 猶予(無期延期)を求める。

- (2) 審査請求人の主張の要旨
 - ア 審査請求人は、平成○○年○○月○○日に○○市に転出しており、上 尾市に住所を有していない。
 - イ 審査請求人は、高齢かつ、無職で月4万円程度の年金受給者であり、 低所得による生活を余儀なくされている。
 - ウ 審査請求人は、浄化槽の使用により下水を殺菌しており、公共下水道 の使用による受益は受けていない。
- 2 処分庁の弁明の趣旨及び主張の要旨
 - (1) 弁明の趣旨

本件審査請求には理由がないから、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

- (2) 処分庁の主張の要旨
 - ア 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

年○○月○○日、上尾市告示第○○○号により、その公告をした。

- (イ) 処分庁は、当該公告により、負担金を賦課しようとする区域とされた区域内の土地に係る全ての受益者に対し負担金の賦課をすることとし、本件土地の所有者である審査請求人に対しても、平成30年〇〇月〇〇日、条例第9条第1項の規定により、本件賦課決定処分をした。
- イ 本件賦課決定処分に係る負担金の決定額の算出について

本件賦課決定処分に係る負担金の決定額○万○○○○円は、本件土地が属する負担区の単位負担金額(1 ㎡当たり○○○円)に本件土地の面積(○○○㎡)を乗じて得た金額である。

ウ 本件賦課決定処分の適法性及び妥当性について

本件土地は、下水道事業により築造される公共下水道の排水区内にあり、本件下水道事業が施行されると、本件土地に接している道路に汚水管(管渠)が設置され、利用価値が高まり、これに応じて資産価値も増加することから、本件土地の権利を有している審査請求人は都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第1項に規定する「著しく利益を受ける者」に該当するため、条例に基づき本件賦課決定処分を行った。

上記のとおり、下水道事業の施行により土地の利用価値が高まることから、土地の所有者は「著しく利益を受ける者」に該当するものであり、利用居住の有無及び支払能力の有無が「著しく利益を受ける者」であるかどうかの判断に影響を与えないものである。

また、利益享受の有無を判断するに当たっては、現在の土地の利用状況により判断すべきでなく、将来の土地利用の有用性が考慮されるべきであることから、浄化槽設置の有無及び公共下水道の使用の意向についても、「著しく利益を受ける者」であるかどうかの判断に影響を与えないものである。

以上のとおり、本件賦課決定処分は、都市計画法第75条及び条例に基づいて行ったものであり、適法かつ妥当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 認定した事実及び当該事実への条例の適用について 処分庁が提出した弁明書及びその添付書類から、以下の点については、争 いのない事実であると認定した。
- (1) 処分庁は、都市計画法第75条の規定に基づく負担金を賦課するため、 条例第8条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を定め、平成3 0年〇〇月〇〇日、上尾市告示第〇〇〇号により、公告した。

- (3) 処分庁は、条例第9条第1項の規定により、平成30年〇〇月〇〇日付けで1平方メートル当たりの負担金額を〇〇〇円として本件土地の地積〇〇〇平方メートルを乗じて得た額〇万〇〇〇〇円を審査請求人に対する負担金として、本件賦課決定処分を行った。
- 2 下水道事業における負担金制度について
 - (1) 都市計画法第75条第1項は、「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」旨規定している。同項の文言や、受益の程度に応じて受益者に負担を求める受益者負担制度の趣旨、目的等に照らすと、ここでいう「利益」の種類や内容には特に限定はなく、都市計画事業によって土地の利用価値(効用)や資産価値の増加がもたらされることも、これに当たることは明らかであり、「著しく利益を受ける」かどうかの判断は、都市計画事業によってそうした利益を享受する者とそうではない一般市民との比較において社会通念により決せられるべきものである。(平成26年10月2日名古屋地方裁判所判決)
 - (2) 公共下水道に係る都市計画下水道事業については、公共下水道の設置は、排水区域内の土地上における生活汚水、し尿等を迅速、衛生的に排除処理することに伴い、当該土地の利用価値を高め、その資産価値の増加をもたらす等、当該土地の所有者又は使用者に対し、特別の利益を与えるものである。

そしてこのような排水区域内の土地所有者等が受ける利益の実体は、 当該土地の現実的利用の有無、利用の態様、内容あるいはそれに伴う公 共下水道施設の現実の利用程度といった点とは直接に関係のない排水区 域内に存在するが故に等しくもたらされる当該土地内に内在する利用価 値の増大である。(昭和62年7月16日札幌高等裁判所判決)

- 3 審査請求人が都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するか否かについて

規定する「受益者」に該当する。

- (2) そうすると、下水道事業の施行により本件土地に接する道路には汚水 菅(管渠)が設置されることとなり、下水道に接続して使用することが できるようになることから、当該土地の利用価値が高まり、その資産価値の増加がもたらされ、当該土地の所有者に特別の利益を与えることと なる。よって、本件土地を所有する審査請求人は、都市計画法第75条 第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該 当するものである。
- (3) なお、審査請求人は、本件土地に存する家屋に居住せず、また、浄化槽の使用により下水道を使用しない旨を主張しているが、上記2のとおり、浄化槽の使用に伴う公共下水道の実際の使用の有無や居住の有無、本件土地所有者の負担能力の有無等によって、都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するか否かが左右されるものではない。また、審査請求人が主張する公共下水道の工事の影響による家屋等の損害についても本件賦課決定処分に影響しない。
- 4 下水道事業などのインフラ整備を税金で賄うべきかについて
 - (1) 審査請求人は、再反論書において「インフラ整備は税金で賄うべきである。」と主張しているので、その点について判断する。

負担金と租税とは形式的にも実質的にも同一視すべきものではない。 条例の根拠法たる都市計画法第75条の規定は、地方税法第702条を 前提に立法されたものであるところ、これらの規定の関係につき、特に 調整規定を設けていないが、それは両者が矛盾抵触する事柄ではなく、 あえて調整規定を設けるまでもないからにほかならない。

(2) 都市計画税は、目的税であり、地方公共団体の都市計画事業の費用に充てられるという点において、同一事業の費用に充てられる負担金と目的を同じくするが、前者は受益者に受益の限度で賦課されるというものではなく、都市計画区域に指定された一定区域内に所在する土地等の所有者に対し、不動産の所有という事実から担税力を推定して一定の課税標準を定めて賦課するのに対し、後者は担税力を考慮の外におき、租税の性格を具備していない点で根本的に異なるものである。したがって、都市計画区域内に居住する住民に対して都市計画税のほかに、公共下水道事業という都市計画事業により著しい利益を受けた場合、その限度においてその事業費の一部を負担金として賦課したとしても二重課税の問題は生じないものである。

5 結論

上記のとおり、条例第8条の規定による公告がされた区域内の本件土地を 所有する審査請求人は、都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事 業によって著しく利益を受ける者」に該当し、条例第2条第1項に規定する 「受益者」に該当する。

よって、審査請求人に対し、条例第9条第1項の規定により行った本件賦課決定処分による負担金の決定額は、条例の規定を的確に適用し、誤りのないことが認められる。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却するのが相当である。

第4 審査庁の裁決の考え方

審査庁は、平成31年2月6日に審理員意見書及び事件記録の提出を受け、 それらの内容等を検討したところ、審理員意見書における事実認定、法令の解 釈等のみならず、それによって導かれた結論は適正であった。

したがって、審査庁の裁決の考え方は、上記審理員意見書に基づき、裁決の 主文は、「棄却」とし、その理由は、審理員意見書の「第4 理由」と同趣旨の 内容とするのが正当と考えるものである。

審査庁の裁決の考え方は、以上のとおりであるが、上尾市行政不服審査会に おいて、その当否について審査願いたい。

第5 調査審議の経過

平成31年2月14日 審査庁より諮問 平成31年3月27日 調査審議 令和 元年5月13日 答申に係る審議

第6 審査会の判断の理由

審査庁の裁決についての考え方が適正であるか検討する。

- 1 本件賦課決定処分について
 - (1) 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

処分庁は、公共下水道に係る都市計画事業に着手するに当たり、当該事業に要する費用の一部に負担金を充てるため、条例第8条の規定により、負担金を賦課しようとする区域として、本件土地を含む区域を定め、平成30年〇〇月〇〇日、上尾市告示第〇〇〇号により、その公告をした。

処分庁は、当該公告により、負担金を賦課しようとする区域とされた区域内の土地に係る全ての受益者に対し負担金の賦課をすることとし、本件土

地の所有者である審査請求人に対しても、平成30年〇〇月〇〇日、条例第 9条第1項の規定により、本件賦課決定処分をした。

以上の事実については、争いがないことが認められる。

(2) 受益者該当性について

審査請求人が、条例における「受益者」に該当するか否か検討する。

下水道事業は生活環境を改善するということのみならず、公共下水道の排水区域内の土地所有者あるいはその地上権者、質権者、使用借主、賃借人等の使用権原を有する者に対して自己の汚水を下水道を用いて排水できるという直接の利益を賦与するものであって、これによって当該土地の利用の内容が著しく高められることも日常の経験上明らかであり、これは周辺住民一般の受ける利益とは明確に区別されるものである。そしてこのような排水区域内の土地所有者等が受ける利益の実体は、当該土地の現実的利用の有無、利用の態様、内容あるいはそれに伴う公共下水道施設の現実の利用程度といった点とは直接に関係のない排水区域内に存在するが故に等しくもたらされる当該土地に内在する利用価値の増大である。上記の利用価値の増大は巨額の事業費の投入によって生ずるため、必然的に当該土地の資産価値の増加をもたらす性質のものである。

以上のとおり、公共下水道の排水区域内の土地所有者等が「著しく利益を受ける者」であることは明らかである(昭和62年7月16日札幌高等裁判所判決)。よって審査請求人については、都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当する。また、条例は同条の規定に基づき負担金の徴収について定めており、審査請求人が条例第1条及び第2条第1項で定義されている「受益者」に該当することは明らかである。

(3) 本件賦課決定処分に係る負担金の決定額の算出について

本件賦課決定処分に係る負担金の決定額〇万〇〇〇円は、本件土地が属する負担区の単位負担金額(1 m³当たり〇〇〇円)に本件土地の面積(〇〇〇m²)を乗じて得た金額であると処分庁は主張する。

第3条第1項)。

ここで本件賦課決定処分に係る負担金の決定額を審査会においても算出する。〇〇〇円(単位負担金額)に本件土地の面積である〇〇〇㎡を乗じて得た額について100円未満の端数金額を切り捨てると(条例施行規則第3条第3項)、〇万〇〇〇〇円となる。

以上のとおり、本件賦課決定処分に係る負担金の決定額の算出について は適正に行われている。また、納期及び報奨金の設定も適正である(条例施 行規則第8条、第9条及び第10条)。

(4) 帰結

以上のように、当審査会は、上記第4の審査庁の裁決の考え方の「理由」 について、審理員意見書及び事件記録に基づいて精査・検討したところ、 事実の認定は正当に行われ、認定事実の条例への当てはめも適正になされ ている。その他違法・不当な点も認められない。

したがって、上記「理由」によって導かれる「棄却」との主文も正当であり、審査庁の上記第4の裁決についての考え方は妥当である。

第7 付言

本件審査請求については、審査請求書の「審査請求の趣旨」に負担金の全額免除又は期限を定めない徴収猶予とある。審査請求人は、経済的困窮や対象土地に居住していないにもかかわらず負担金が賦課されたことに対する不服等から本件審査請求を行ったと考えられる。しかし、本件賦課決定処分に係る減免又は徴収猶予の申請はされていないため、その決定処分も行われていない。よって、当審査会としては、本件賦課決定処分についてのみ違法・不当な点がないかどうか審議したものであり、減免又は徴収猶予をすべきかどうかという点について言及しない。

行政庁にあっては、市民の声によく耳を傾け、丁寧に説明し、市民と良好な 関係を築くことによって円滑な行政運営が行われるよう努められたい。

答申に関与した委員

上尾市行政不服審查会

会長 佐世 芳

委員 木村 裕二

委員 寺山 一男

以上